破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８９号
秋田県横手市睦成字吉沢上台69番地10
破産者　小田嶌信勝
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第９０号
秋田県横手市睦成字吉沢上台69番地10
破産者　小田嶌怜子
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第４５７号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地40棟101号、前住所大阪府泉南市信達大苗代761番地の９
破産者　増廣　惠三
1　破産債権の届出期間　平成23年９月１日まで
2　一般調査期日　平成23年10月４日午後１時30分
平成23年８月２日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９号
大阪府泉佐野市日根野4291―２サンハイツオカトモ301号、事業所所在地大阪府泉佐野市長滝3327―２、住民票上の住所大阪府泉佐野市長滝3264番地の10
破産者　和製作所こと　中川　和德
1　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
2　一般調査期日　平成23年11月１日午後１時30分
平成23年８月３日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
兵庫県豊岡市山王町５番18号
破産者　和田　美昭
1　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
2　一般調査期日　平成23年11月１日午後４時50分
平成23年８月２日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第３９８号
広島県三原市大和町萩原489番地２、開始決定時の住所広島県東広島市八本松町飯田64番地21
破産者　松浦　紀幸
1　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
2　一般調査期日　平成23年10月24日午後４時45分
平成23年８月３日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９３号
奈良県香芝市五位堂６丁目216番地の１　ルナ・ピアッツァ107号
破産者　滝野　孝史（旧姓飯干）
1　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
2　一般調査期日　平成23年10月24日午前11時
平成23年８月２日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第５７号
愛知県豊田市平芝町７丁目22番地３　ピューラー平芝Ｂ103号、開始決定時の住所愛知県豊田市日之出町１丁目15番地12
破産者　近藤　好司
1　期日　平成23年10月17日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月３日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第９４号
鹿児島県奄美市名瀬浦上町20番地５
破産者　遠矢　美緒（旧姓寺田）
異議申述期間　平成23年10月３日まで
平成23年８月２日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０３９号
東京都墨田区東駒形３丁目８番８号
清算株式会社　株式会社コムロ
代表清算人　小室　光一
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

管財人辞任

平成２１年（ミ）第３２号
高松市藤塚町１丁目11番22号
更生会社　株式会社穴吹工務店
管財人　長谷川宅司は平成23年７月31日辞任した。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２３年（再）第５号
北海道日高郡新ひだか町静内神森265番地８
再生債務者　有限会社日高ポークめぐみファーム
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区大通西10丁目　ＮＹビル３階　磯田丈弘法律事務所　弁護士　磯田丈弘
平成23年８月１日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再）第６号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町１丁目３番５号
再生債務者　有限会社日高ポークかとうファーム
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　札幌市中央区大通西10丁目　ＮＹビル３階　磯田丈弘法律事務所　弁護士　磯田丈弘
平成23年８月１日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成２０年（再）第７号
愛知県瀬戸市共栄通７丁目３番地の１
再生債務者　株式会社ＰＯＷＥＲＳ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年７月29日　岐阜地方裁判所

平成２０年（再）第８号
愛知県岡崎市矢作町字小河原33番地22
再生債務者　有限会社オーパ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年７月29日　岐阜地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２４号
北海道苫小牧市永福町１丁目７番15号　フガールＡ104号
再生債務者　吉本　光記
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月23日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月６日から平成23年９月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（再イ）第１７号
千葉県木更津市江川534番地３
再生債務者　地引　幸一
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月23日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月６日から平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（再イ）第１０号
岡山県笠岡市山口2984番内第１地
再生債務者　伊達　雅文
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月23日まで
4　一般異議申述期間　平成23年９月６日から平成23年９月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部